

市議会定例会が開催されます



表1 平成23年第3回(9月)定例会日程

月日	会議名	内容
8月30日	本会議(定例会初日)	一般質問
8月31日	本会議(定例会2日目)	一般質問
9月1日	本会議(定例会3日目)	一般質問
9月2日	本会議(定例会4日目)	議案審議など
9月6日	総務委員会	議案審査など
9月7日	環境建設委員会	議案審査など
9月8日	福祉文教委員会	議案審査など
9月13日	決算特別委員会	議案審査など
9月14日	決算特別委員会	議案審査など
9月22日	本会議(定例会最終日)	委員長報告 議案審議など

請願・陳情は、8月22日までに提出されたものを審査します。

あきる野市長選挙 投票日は 10月2日(日)

10月14日の任期満了に伴うあきる野市長選挙は、9月25日(日)告示、10月2日(日)投票です。

あきる野市議会では、定例会を毎年3月、6月、9月、12月の年4回開催しています。平成23年第3回(9月)定例会は、8月30日(火)から開催する予定です。午前9時30分から開会します。日程は変更になる場合があります。問合せ 議事事務局

が投票日です。この選挙は、未来の市政を託す人を選ぶ大事な選挙です。投票日には、必ず投票しましょう。期日前投票 投票日当日に仕事や旅行などで、投票所へ行くことができない方は、選挙の告示の翌日から選挙期日の前日まで、市役所などで期日前投票ができます。不在者投票 投票日当日に出張などで市外に滞在している方、入院中や老人ホームなどに入所している方で、あきる野市の選挙人名簿に登録されている方は、不在者投票ができます。詳しくは選挙管理委員会にお問い合わせください。郵便等投票 この投票方法は、選挙人で身体に重度の障がいがあり、投票所へ行くことができない方のために、郵便などにより投票ができる制度です。投票するためには、事前に郵便等投票証明書(交付を受けておくこと

表2 郵便等投票対象者

障害などの区分	障害などの程度	
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級か2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級か3級
	免疫・肝臓	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢か体幹	特別項症から第2項症
介護保険の被保険者証	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症から第3項症
	要介護状態区分	要介護5

表3 代理記載制度対象者

障害などの区分	障害などの程度	
身体障害者手帳	上肢か視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢か視覚	特別項症から第2項症

が必要です。この証明書の交付を受けることができる方は、自ら投票の記載ができる方で、表2のいずれかに該当する方です。代理記載制度 郵便等投票に該当する方で、表3のいずれかに該当し、自分で投票の記載をすることができない方は、あらかじめ投票に関する記載をさせる方(選挙権がある方に限る)を選挙管理委員会に届け出て、「郵便等投票証明書(代理記載用)」の交付を受けることができます。証明書の交付申請について 本人か代理の方が身体障害者手帳などをお持ちになり、選挙管理委員会へ申請してください。問合せ 選挙管理委員会事務局

9月1日から 五日市地区に 子育てひろばが 開設されます

子育て親子の交流や集いの場の提供、子育てなどに関する相談や援助の情報提供、子育てや子育て支援に関する講習会などの実施、子どもの遊びの指導や遊び場の提供を目的に、五日市地区に子育てひろばが開設されます。

対象となる子ども 保護者が付き添う乳幼児 場所 五日市保健センター1階 開設時間など 月曜日から金曜日までの午前10時から午後3時(祝日を除く) 9月14日(水)のみ開設時間が午後1時~3時になります。 その他 費用: 無料 授乳室: あり 開設時間内であれば自由に参加できます。問合せ 子育て支援課子育て支援係



るのバスが新しくなります

市内循環バス「るのバス」は、平成12年10月から10年以上、市民の皆さんの足として運行してきました。8月16日(火)からは、乗り心地が良く環境にも配慮した新しい車両に代わります。

新しい車両は乗車定員33人(座席12、立席21)、乗る人すべてに優しいノンステップバスになります。今までよりも乗降口の幅が広く、段差が低いので、乗り降りが楽になりました。車内の床面は段差がなく、通路幅も車椅子の回転がしやすい広さです。より快適で便利になった新しい「るのバス」をぜひ利用してください。なお、バス停の場所と時刻表に変更はありません。車内広告が4か所から6か所が増えました。広告募集も継続していきます。問合せ 地域防災課地域振興係

児童扶養手当・特別児童扶養手当の 現況届の提出は必要ですか



児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している方(支給停止中の方も含む)は、現況届の提出が必要です。

現況届は、引き続き手当を受ける資格があるかを確認するために必要なものです。期限までに提出しないと、8月分以降の手当が受けられなくなる可能性がありますので、必ず提出してください。対象の方には現況届のご案内を郵送しましたが、届いていない場合は、ご連絡ください。対象 児童扶養手当・特

別児童扶養手当受給対象者 受付期間 8月19日(金)まで(土曜・日曜日を除く) 受付時間 午前9時~正午、午後1時~5時 受付場所 子育て支援課 子育て支援係、五日市出張所市民総合窓口係 持ち物 現況届の案内通知に記載されているもの その他 これらの制度を受けている方で、次の場合は必ず届出が必要です。住所が変わったとき 氏名が変わったとき

マル障受給者証が 更新されます

現在お持ちのマル障受給者証の有効期限は、8月31日(水)です。新しいマル障受給者証は所得などの審査後、該当する方に8月末までに送付します。都では、心身に障がいのある方のうち、身体障害者

手帳1、2級(内部障害は3級まで)か、愛の手帳1、2度の方を対象に、心身障害者医療費助成制度(マル障受給者証の交付)を実施しています。この制度は、所得制限などにより対象にならない場合があります。対象とならない方 本人(未成年者は、世帯主など)の前年の所得が表4の制限基準額を超える方 後期高齢者医療被保険者証をお持ちで住民税が課税されている方 生活保護を受けている方

表4 マル障受給者証所得制限基準額

扶養親族などの数	基準額
0人	360万4000円
1人	398万4000円
2人	436万4000円
3人	474万4000円
4人	512万4000円
5人	550万4000円

問合せ 障がい者支援課 障がい者相談係

「市内音楽家による クラシック コンサートを実施 する市民団体」を 支援します

市内の音楽家によるクラシックコンサートは秋川キララホールで実施する市民団体に対して、ホール使用料などの助成を行います。詳しくは、お問合せください。問合せ 秋川キララホール(042)559-7500